

議案第18号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

地方税法等の一部が改正されたことにより、軽自動車税における環境性能割の創設及び従来の軽自動車税について、種別割に名称が変更されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2章第3節中第27条の前に次の3条を加える。

（環境性能割の税率）

第26条の2 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の申告納付）

第26条の3 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第26条の4 町長は、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に対して課する環境性能割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する

もの（1台に限る。）

（3）その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車

（4）その他特別の理由があると認められる軽自動車

2 前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。

3 第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車の提示（町長が、当該軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。

第27条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第28条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第29条の見出し及び同条第1項並びに第30条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第31条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「法第442条の2第2項」を「法第444条第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第32条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項第2号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）」を「身体障害者」に、「精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「精神障害者」に、「身体障害者若しくは当該精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に、「単身で生活をする者」を「身体障害者等のみで構成される世帯の者」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条第1項中「に係る軽自動車等の所有者等」を「の所有者又は使用者」に改め、同条第2項中「法第442条の2第3項ただし書」を「法第443条第3項ただし書」に、「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「に係る軽自動車等の所有者等」を「の所有者又は使用者」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第16項の前の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「左欄に掲げる規定」を「左欄に掲げる同条の規定」に改め、同項の表中「第28条第2号ア」を「第2号ア」に改め、附則に次の4項並びに見出し及び3項を加える。

（環境性能割の賦課徴収の特例）

- 23 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。
 (環境性能割の課税免除の特例)
- 24 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。
 (環境性能割の減免の特例)
- 25 町長は、当分の間、第26条の4の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。
 (環境性能割の申告納付の特例)
- 26 第26条の3の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。
 (環境性能割の税率の特例)
- 27 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 28 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。
 (環境性能割に係る徴收取扱費の交付)

- 29 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として神奈川県に交付する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
 (軽自動車税に関する経過措置)
- この条例による改正後の二宮町税条例（以下「新条例」という。）の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽

自動車税の種別割にについて適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(議案第18号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(環境性能割の税率)</u> 第26条の2 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3	
<u>(環境性能割の申告納付)</u> 第26条の3 環境性能割の納稅義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納稅義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。	
<u>(環境性能割の減免)</u> 第26条の4 町長は、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に対して課する環境性能割を減免することができる。 (1) 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車 (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)	

改正後	改正前
<p>(3) <u>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車</u></p> <p>(4) <u>その他特別の理由があると認められる軽自動車</u></p> <p>2 <u>前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車の提示（町長が、当該軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。</u></p>	
<p><u>(種別割の課税免除)</u></p> <p>第27条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、<u>種別割</u>を課さない。</p>	<p><u>(軽自動車税の課税免除)</u></p> <p>第27条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>
<p><u>(種別割の税率)</u></p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>(軽自動車税の税率)</u></p> <p>第28条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(種別割の納期)</u></p> <p>第29条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(軽自動車税の納期)</u></p> <p>第29条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>(種別割に関する申告)</u></p> <p>第30条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、地方税法施行規則で定める申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>(軽自動車税に関する申告)</u></p> <p>第30条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、地方税法施行規則で定める申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p><u>(種別割に関する報告)</u></p>	<p><u>(軽自動車税に関する報告)</u></p>

改正後	改正前
<p>第31条 <u>法第444条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があつた日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等</u>（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該<u>身体障害者等</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者</u>に限る。）のために当該身体障害者等（<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者</u>に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 第18条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u>の規定による軽自動車税の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者となった者は、町長に対し第30条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示（町長が当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、</p>	<p>第31条 <u>法第442条の2第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「<u>身体障害者</u>」という。）又は<u>精神に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「<u>精神障害者</u>」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該<u>身体障害者等</u>若しくは当該<u>精神障害者</u>（以下「<u>身体障害者等</u>」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（<u>単身で生活をする者</u>に限る。）のために当該身体障害者等（<u>単身で生活をする者</u>に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 <u>前項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を呈示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</u></p> <p>4 第18条第2項及び第3項の規定は、<u>第1項</u>の規定による軽自動車税の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し第30条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示（町長が当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、</p>

改正後	改正前
<p>その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>	<p>をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課すことのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等の所有者又は使用者でなくなった者は、町長に対し、第30条第2項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る<u>軽自動車等の所有者等</u>でなくなった者は、町長に対し、第30条第2項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~15 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の<u>種別割</u>に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1~15 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の<u>軽自動車税</u>に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後			改正前		
<u>第2号ア</u>	3,900円	4,600円	<u>第28条第2号ア</u>	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
17~22 (略) <u>(環境性能割の賦課徴収の特例)</u>			17~22 (略)		
23 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかるわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</u> <u>(環境性能割の課税免除の特例)</u>					
24 <u>町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</u> <u>(環境性能割の減免の特例)</u>					
25 <u>町長は、当分の間、第26条の4の規定にかかるわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>(環境性能割の申告納付の特例)</u>					
26 <u>第26条の3の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。</u> <u>(環境性能割の税率の特例)</u>					
27 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>					

改正後			改正前
第1号	100分の1	100分の0.5	
第2号	100分の2	100分の1	
第3号	100分の3	100分の2	
28 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> <u>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u>			
29 <u>町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。</u>			